

令和3年度

教育委員会定例会  
(7月)

令和3年7月6日(火)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日 時 令和3年7月6日(火) 15:00～

場 所 教育長室

## 1 開 会

## 2 前回議事録の承認

## 3 教育長及び委員の報告

## 4 議 事

(1) 議案第10号 人事異動(鹿屋市職員)について (P 2)

(2) 議案第11号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について (P 4)

(3) 議案第12号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について (P 9)

(4) 議案第13号 鹿屋市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について (P 12)

## 5 報 告

(1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について (P 23)

(2) 鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について (P 32)

(3) 令和3年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について (P 41)

## 6 動議の討論等

## 7 その他

## 8 閉 会

議案第10号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めらる。

令和3年7月6日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和3年7月1日付けで職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めらる。

【省略】

議案第11号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和3年7月6日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和3年9月から、鹿屋市北部学校給食センターが供用開始されることに伴い、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項の表に次のように加える。

鹿屋市立北部学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査

第49条第2項の表中「鹿屋市立吾平学校給食センター」を「鹿屋市立吾平学校  
鹿屋市立北部学校  
給食センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号		鹿屋市教育委員の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号	
<b>第45条</b> 前条に規定する職員の職及びその職務は、第38条から第43条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。		<b>第45条</b> 前条に規定する職員の職及びその職務は、第38条から第43条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。	
職員の職	職務	職員の職	職務
指導主事	指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	指導主事	指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
社会教育主事	社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言を与える。	社会教育主事	社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言を与える。
主任主事	主任主事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。	主任主事	主任主事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
文化財主任主事	文化財主任主事は、上司の命を受け、文化財の保存及び活用に関する事務を処理する。	文化財主任主事	文化財主任主事は、上司の命を受け、文化財の保存及び活用に関する事務を処理する。
主事	主事は、上司の命を受け、事務に従事する。	主事	主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
文化財主事	文化財主事は、上司の命を受け、文化財に関する事務に従事する。	文化財主事	文化財主事は、上司の命を受け、文化財に関する事務に従事する。
社会教育主事補	社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育の事務に従事する。	社会教育主事補	社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育の事務に従事する。
主任技師	主任技師は、上司の命を受け、担当する技術を処理する。	主任技師	主任技師は、上司の命を受け、担当する技術を処理する。
技師	技師は、上司の命を受け、技術に従事する。	技師	技師は、上司の命を受け、技術に従事する。
主事補	主事補は、上司の命を受け、事務に従事する。	主事補	主事補は、上司の命を受け、事務に従事する。
文化財主事補	文化財主事補は、上司の命を受け、文化財に関する事務に従事する。	文化財主事補	文化財主事補は、上司の命を受け、文化財に関する事務に従事する。
技師補	技師補は、上司の命を受け、技術に従事する。	技師補	技師補は、上司の命を受け、技術に従事する。
2 前項に規定するもののほか、次の表の第1欄に掲げる教育機関に同表第2欄に掲げる職を置くものとし、必要があると認めるときは、同表第3欄に掲げる職及び別に規則で定める職を置くことができる（地方自治法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。）ものとする。この場合において、同表		2 前項に規定するもののほか、次の表の第1欄に掲げる教育機関に同表第2欄に掲げる職を置くものとし、必要があると認めるときは、同表第3欄に掲げる職及び別に規則で定める職を置くことができる（地方自治法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。）ものとする。この場合において、同表	

改正後

第2欄又は第3欄に規定する職は、同表の第4欄に規定する職に相当するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
鹿屋市立鹿屋看護専門学校	副校長		主幹
	事務長		主幹
	教務主任		係長
鹿屋市立鹿屋女子高等学校	事務長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立図書館	館長		主幹
		館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市中央公民館	館長		主幹
		館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市文化財センター	所長		主幹
		次長	主幹又は係長
鹿屋市文化会館	館長		主幹
		館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市立南部学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立輝北学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立串良学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立吾平学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立北部学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査

3 前2項に定めるもののほか、鹿屋市青少年育成センターに所長を置くものとし、必要と認めるときは、別に規則で定める職を置くことができるものとする。この場合において、所長は、主幹又は主査に相当するものとする。

改正前

第2欄又は第3欄に規定する職は、同表の第4欄に規定する職に相当するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
鹿屋市立鹿屋看護専門学校	副校長		主幹
	事務長		主幹
	教務主任		係長
鹿屋市立鹿屋女子高等学校	事務長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立図書館	館長		主幹
		館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市中央公民館	館長		主幹
		館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市文化財センター	所長		主幹
		次長	主幹又は係長
鹿屋市文化会館	館長		主幹
		館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市立南部学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立輝北学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立串良学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査
鹿屋市立吾平学校給食センター	所長		主幹
		次長	主幹又は主査

3 前2項に定めるもののほか、鹿屋市青少年育成センターに所長を置くものとし、必要と認めるときは、別に規則で定める職を置くことができるものとする。この場合において、所長は、主幹又は主査に相当するものとする。



改正後		改正前	
<p><b>第49条</b> 教育機関の内部組織、事務分掌及び職等については、当該教育機関に関する法令及び条例並びに別に定める教育委員会規則等の定めるところによる。</p> <p>2 教育機関の所管は、次のとおりとする。</p>		<p><b>第49条</b> 教育機関の内部組織、事務分掌及び職等については、当該教育機関に関する法令及び条例並びに別に定める教育委員会規則等の定めるところによる。</p> <p>2 教育機関の所管は、次のとおりとする。</p>	
左欄	右欄	左欄	右欄
鹿屋市立小・中学校 鹿屋市立鹿屋女子高等学校 鹿屋市立鹿屋看護専門学校 鹿屋市立南部学校給食センター 鹿屋市立輝北学校給食センター 鹿屋市立串良学校給食センター 鹿屋市立吾平学校給食センター 鹿屋市立北部学校給食センター	学校教育課	鹿屋市立小・中学校 鹿屋市立鹿屋女子高等学校 鹿屋市立鹿屋看護専門学校 鹿屋市立南部学校給食センター 鹿屋市立輝北学校給食センター 鹿屋市立串良学校給食センター 鹿屋市立吾平学校給食センター	学校教育課
鹿屋市中央公民館 鹿屋市花岡地区公民館 鹿屋市高須地区学習センター 鹿屋市大始良地区学習センター 鹿屋市田崎地区学習センター 鹿屋市西原地区学習センター 鹿屋市東地区学習センター 鹿屋市高隈地区交流促進センター 鹿屋市輝北コミュニティセンター 鹿屋市串良公民館 鹿屋市串良公民館細山田分館 鹿屋市串良公民館上小原分館 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館 鹿屋市立図書館 鹿屋市文化会館 鹿屋市文化財センター 鹿屋市輝北歴史民俗資料館	生涯学習課	鹿屋市中央公民館 鹿屋市花岡地区公民館 鹿屋市高須地区学習センター 鹿屋市大始良地区学習センター 鹿屋市田崎地区学習センター 鹿屋市西原地区学習センター 鹿屋市東地区学習センター 鹿屋市高隈地区交流促進センター 鹿屋市輝北コミュニティセンター 鹿屋市串良公民館 鹿屋市串良公民館細山田分館 鹿屋市串良公民館上小原分館 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館 鹿屋市立図書館 鹿屋市文化会館 鹿屋市文化財センター 鹿屋市輝北歴史民俗資料館	生涯学習課

議案第12号

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和3年7月6日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和3年9月から、鹿屋市北部学校給食センターが供用開始されることに伴い、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び吾平学校給食センター所長」を「吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
<p>鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 組織規則第25条に規定する課をいう。</p> <p>(2) 教育機関 組織規則第49条に規定する教育機関をいう。</p> <p>(3) 課長等 事務局の課長、参事、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長、<u>吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長</u>をいう（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による管理（以下「指定管理者による管理」という。）を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(4) 所属長 鹿屋市花岡地区公民館長、鹿屋市高隈地区交流促進センター館長、鹿屋市学習等供用施設館長、輝北コミュニティセンター館長、串良公民館長及びコミュニティセンター吾平振興会館長をいう（指定管理者による管理を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(5) 職員 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員をいう。</p> <p>(6) 決裁 教育長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）がその権限に属する事務に関し、最終的に意思決定を行うことをいう。</p> <p>(7) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、この規程に定める者が常時教育長に代わって決裁することをいう。</p> <p>(8) 代決 決裁責任者が不在のときは、あらかじめ認められた範囲内で、決裁責任者が決裁すべき事務を、他の者が一時当該決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(9) 不在 決裁責任者が、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態をいう。</p> <p>(10) 合議 文書の取扱いにおいて、事案を関係のある課長等に回覧し、協議することをいう。</p>	<p>鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 組織規則第25条に規定する課をいう。</p> <p>(2) 教育機関 組織規則第49条に規定する教育機関をいう。</p> <p>(3) 課長等 事務局の課長、参事、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長<u>及び吾平学校給食センター所長</u>をいう（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による管理（以下「指定管理者による管理」という。）を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(4) 所属長 鹿屋市花岡地区公民館長、鹿屋市高隈地区交流促進センター館長、鹿屋市学習等供用施設館長、輝北コミュニティセンター館長、串良公民館長及びコミュニティセンター吾平振興会館長をいう（指定管理者による管理を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(5) 職員 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員をいう。</p> <p>(6) 決裁 教育長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）がその権限に属する事務に関し、最終的に意思決定を行うことをいう。</p> <p>(7) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、この規程に定める者が常時教育長に代わって決裁することをいう。</p> <p>(8) 代決 決裁責任者が不在のときは、あらかじめ認められた範囲内で、決裁責任者が決裁すべき事務を、他の者が一時当該決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(9) 不在 決裁責任者が、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態をいう。</p> <p>(10) 合議 文書の取扱いにおいて、事案を関係のある課長等に回覧し、協議することをいう。</p>

議案第13号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和3年7月6日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和3年9月から、鹿屋市北部学校給食センターが供用開始されることに伴い、本案を提出するものである。

## 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則（平成22年鹿屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「(鹿屋市立南部学校給食センター(以下「南部学校給食センター」という。)に限る。)」を削り、同条第3項第1号中「献立表」を「献立」に改め、同項第4号中「(南部学校給食センターを除く。)」を削る。

第5条中「) 並びに」を「) 及び」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

その1

学 校 給 食 申 込 書（児童生徒用）

年 月 日

鹿屋市立 学校給食センター所長 様

申込者(保護者)

住 所

氏 名

印

※自筆の場合、押印不要

電話番号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

1 申込期間 年 月 日から卒業又は転出まで

2 学校給食受給者

フリガナ			
氏 名			
住 所	(申込者と異なる場合のみ記入)		
	電話番号		
学 校 名		学 年	年

3 遵守すべき事項

- (1) 学校給食費は、徴収責任者が示した手続きに基づき期日までに確実に納付すること。
- (2) 食物アレルギーによる対応食を希望する場合は別途申請すること。

別記様式（第6条関係）

その2

学 校 給 食 申 込 書（教職員等用）

年 月 日

鹿屋市立 学校給食センター所長 様

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

1 申込み期間 年 月 日から転出（ ）まで

2 学校給食受給者

フリガナ	
氏 名	印 ※自筆の場合、押印不要
学 校 名	



別記様式（第6条関係）

その3

学 校 給 食 申 込 書（試食用）

年 月 日

鹿屋市立 学校給食センター所長 様

申込者(代表者)

住 所

氏 名

印

※自筆の場合、押印不要

電話番号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食の試食を申し込みます。

記

1 試食実施日 年 月 日

2 学校給食受給者

試食会場	<input type="checkbox"/>	小学校・中学校 教室
	<input type="checkbox"/>	学校給食センター
試食時間	時 分 ~	時 分
試食者数		人
学校給食費		円

注 試食時間については、センター所長が定める時間の範囲内とする。

3 遵守すべき事項

学校給食費は、徴収責任者が示した手続きに基づき期日までに確実に納付すること

4 その他 どちらかに○をつけてください。

① お盆	要	不要
② 食器・食缶	別に準備	職員室に追加
③ 給食試食会の際の献立説明資料・アンケート	要	不要

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 鹿屋市輝北学校給食センター及び鹿屋市立串良学校給食センターに係る運営委員会の委員の任期は、鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第12条の規定にかかわらず、令和3年8月31日までとする

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>鹿屋市立学校給食センター条例施行規則 平成22年5月17日教育委員会規則第5号</p> <p>第3条 所長は、学校給食センターに属する業務を所掌し、所属職員を監督する。</p> <p>2 事務職員は、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1) 施設及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 学校給食費の管理並びに予算及び決算に関する事。</p> <p>(3) 学校給食用物資(以下「物資」という。)の発注に関する事。</p> <p>(4) 物資の支払等の経理事務に関する事。</p> <p>(5) その他学校給食センターの運営に関する事。</p> <p>3 栄養教諭等は、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1) <u>献立</u>の作成に関する事。</p> <p>(2) 調理食品の栄養及び衛生管理に関する事。</p> <p>(3) 調理員の調理指導に関する事。</p> <p>(4) 物資の発注に関する事。</p> <p>(5) 物資の鮮度、量目並びに品質の判定及び検収に関する事。</p> <p>(6) 栄養の調査研究その他栄養に関する事。</p> <p>(7) 食育及び地産地消の推進に関する事。</p> <p>4 調理員は、次に掲げる業務に従事する。</p> <p>(1) 調理に関する事。</p> <p>(2) 給食の分配及び配送車への積込みに関する事。</p> <p>(3) 食器、調理機械器具等の洗浄及び消毒保管に関する事。</p> <p>(4) 調理場の清潔整頓に関する事。</p> <p>(5) その他調理等に関する事。</p>	<p>鹿屋市立学校給食センター条例施行規則 平成22年5月17日教育委員会規則第5号</p> <p>第3条 所長は、学校給食センターに属する業務を所掌し、所属職員を監督する。</p> <p>2 事務職員は、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1) 施設及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 学校給食費の管理並びに予算及び決算に関する事。</p> <p>(3) 学校給食用物資(以下「物資」という。)の発注に関する事 <u>(鹿屋市立南部学校給食センター(以下「南部学校給食センター」という。)に限る。)</u>。</p> <p>(4) 物資の支払等の経理事務に関する事。</p> <p>(5) その他学校給食センターの運営に関する事。</p> <p>3 栄養教諭等は、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1) <u>献立表</u>の作成に関する事。</p> <p>(2) 調理食品の栄養及び衛生管理に関する事。</p> <p>(3) 調理員の調理指導に関する事。</p> <p>(4) 物資の発注に関する事 <u>(南部学校給食センターを除く。)</u>。</p> <p>(5) 物資の鮮度、量目並びに品質の判定及び検収に関する事。</p> <p>(6) 栄養の調査研究その他栄養に関する事。</p> <p>(7) 食育及び地産地消の推進に関する事。</p> <p>4 調理員は、次に掲げる業務に従事する。</p> <p>(1) 調理に関する事。</p> <p>(2) 給食の分配及び配送車への積込みに関する事。</p> <p>(3) 食器、調理機械器具等の洗浄及び消毒保管に関する事。</p> <p>(4) 調理場の清潔整頓に関する事。</p> <p>(5) その他調理等に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>5 配送員は、次に掲げる業務に従事する。</p> <p>(1) 配送車の運転並びに食器及び給食の配送に関すること。</p> <p>(2) 食器の回収に関すること。</p> <p>(3) 配送車及び車庫の管理保全に関すること。</p> <p>(4) その他配送等に関すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県費栄養教諭等の勤務時間等は、在籍する学校の職員に準ずるものとする。</p> <p>第5条 学校給食費の負担責任者（以下「負担責任者」という。）は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に定めるもののほか、市立小・中学校（以下「学校」という。）の職員（教職員を含む。以下同じ。）及び学校給食センターの職員については当該職員並びに試食をする者については当該者とする。</p>	<p>5 配送員は、次に掲げる業務に従事する。</p> <p>(1) 配送車の運転並びに食器及び給食の配送に関すること。</p> <p>(2) 食器の回収に関すること。</p> <p>(3) 配送車及び車庫の管理保全に関すること。</p> <p>(4) その他配送等に関すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県費栄養教諭等の勤務時間等は、在籍する学校の職員に準ずるものとする。</p> <p>第5条 学校給食費の負担責任者（以下「負担責任者」という。）は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に定めるもののほか、市立小・中学校（以下「学校」という。）の職員（教職員を含む。以下同じ。）<u>並びに</u>学校給食センターの職員については当該職員並びに試食をする者については当該者とする。</p>

改正後	改正前																																																
<p>別記様式（第6条関係）</p> <p>別記様式（第6条関係） その1</p> <p style="text-align: center;">学 校 給 食 申 込 書（児童生徒用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市立 学校給食センター所長 様</p> <p style="text-align: center;">申込者(保護者) 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印 <small>※自筆の場合、押印不要</small></p> <p>鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申込期間 年 月 日から卒業又は転出まで</p> <p>2 学校給食受給者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(申込者と異なる場合のみ記入)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">電話番号</td> </tr> <tr> <td>学 校 名</td> <td></td> <td>学年</td> <td>年</td> </tr> </table> <p>3 遵守すべき事項</p> <p>(1) 学校給食費は、徴収責任者が示した手続きに基づき期日までに確実に納付すること。</p> <p>(2) 食物アレルギーによる対応食を希望する場合は別途申請すること。</p>	フリガナ				氏 名				住 所	(申込者と異なる場合のみ記入)				電話番号			学 校 名		学年	年	<p>別記様式（第6条関係）</p> <p>その1 一般用</p> <p style="text-align: center;">学 校 給 食 申 込 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市立 学校給食センター所長 様</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申込み期間 年 月 日から卒業・転出まで</p> <p>2 学校給食受給者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">性別</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(申込者と異なる場合のみ記入)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">電話番号</td> </tr> <tr> <td>学 校 名</td> <td></td> <td>学年</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(児童生徒のみ) 年</td> </tr> </table> <p>3 遵守事項</p> <p>(1) 学校給食費は、徴収責任者が示した手続きに基づき期日までに確実に納付すること。</p> <p>(2) 食物アレルギーによる対応食を希望する場合は別途申請すること。</p>	フリガナ			性別	男 ・ 女	氏 名			生年月日	年 月 日 生				住 所	(申込者と異なる場合のみ記入)					電話番号				学 校 名		学年	(児童生徒のみ) 年	
フリガナ																																																	
氏 名																																																	
住 所	(申込者と異なる場合のみ記入)																																																
	電話番号																																																
学 校 名		学年	年																																														
フリガナ			性別	男 ・ 女																																													
氏 名																																																	
生年月日	年 月 日 生																																																
住 所	(申込者と異なる場合のみ記入)																																																
	電話番号																																																
学 校 名		学年	(児童生徒のみ) 年																																														

改正後

別記様式（第6条関係）

その2

学校給食申込書（教職員等用）

年 月 日

鹿屋市立 学校給食センター所長 様

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

1 申込み期間 年 月 日から転出（ ）まで

2 学校給食受給者

フリガナ	
氏 名	印 ※自筆の場合、押印不要
学 校 名	

改正前

その2 試食用

学 校 給 食 申 込 書

年 月 日

鹿屋市立 学校給食センター所長

申込者

住 所

氏 名

印

電話番号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食の試食を申し込みます。

記

1 申込み期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 学校給食受給者

試食会場	<input type="checkbox"/> 小学校・中学校 教室
	<input type="checkbox"/> 学校給食センター
試食時間	時 分 ~ 時 分
試食者数	人
学校給食費	円

3 遵守事項

(1) 学校給食費は、徴収責任者が示した手続きに基づき期日までに確実に納付すること。

(2) 食物アレルギーによる対応食を希望する場合は別途申請すること。

改正後

改正前

別記様式（第6条関係）

その3

学 校 給 食 申 込 書（試食用）

年 月 日

鹿屋市立 学校給食センター所長 様

申込者(代表者)

住 所

氏 名

印

※自筆の場合、押印不要

電話番号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり学校給食の試食を申し込みます。

記

1 試食実施日 年 月 日

2 学校給食受給者

試食会場	<input type="checkbox"/>	小学校・中学校 教室
	<input type="checkbox"/>	学校給食センター
試食時間	時 分 ~	時 分
試食者数		人
学校給食費		円

注 試食時間については、センター所長が定める時間の範囲内とする。

3 遵守すべき事項

学校給食費は、徴収責任者が示した手続に基づき期日までに確実に納付すること

4 その他 どちらかに○をつけてください。

① お盆	要	不要
② 食器・食缶	別に準備	職員室に追加
③ 給食試食会の際の献立説明資料・アンケート	要	不要

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

5 報告(1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について(教育委員会関係)

1	学校における性的指向・性自認に係る取組について	議員名	柴立議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>① 性的指向・性自認に係る取組の必要性に対する見解は。          ② 学校で当事者といわれる児童生徒はどれだけ把握しているか。          ③ 教師の理解と援助の質を高めるための取組について。          ④ 当事者といわれる児童生徒、保護者の相談窓口はどこにあるのか。          ⑤ 今後の取組についてどのような計画があるか。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>①～⑤について一括答弁</p> <p>○学校における性的指向・性自認に係る取組は、<u>教職員が児童生徒一人一人を大切に思い、互いの違いを認め、尊重し合うといった、全ての教育の基本となる人権意識を育むためにも重要であり、児童生徒の心情等に配慮した、きめ細やかな対応が必要となると認識している。</u></p> <p>○児童生徒の把握については、<u>現在、性的指向等に係る相談やカミングアウトを受けている数は、鹿屋市立の小・中・高等学校で8名となっている。</u></p> <p>○これらの把握については、<u>一人一人の気持ちに十分配慮する必要があることから、日常の児童生徒との何気ない会話や、様子の観察、機会をとらえた教育相談等から、深い生徒理解に基づく、組織的な取組が重要と考えている。</u></p> <p>○教職員の理解と援助の質を高めるための取組についてですが、<u>市教育委員会としては、各校の人権同和教育担当者を対象に、外部講師を招聘し、性的マイノリティに関する内容も含めた研修会を開催している。</u></p> <p>また、<u>全ての学校においては、1年間に3回以上の校内研修等を行うこととしている。</u>その中では、<u>鹿屋市の出前講座等を活用しており、男女共同参画週間や人権週間等で児童生徒の取り組む、ポスターや標語を作成するための、指導者研修等も行っている。</u></p> <p>○相談窓口については、<u>児童生徒が普段から、安心して相談しやすい学級担任や養護教諭が窓口となっている。</u>また、<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他、県総合教育センター教育相談課や児童相談所等の専門機関があり、児童生徒や保護者が、安心して相談できる窓口として案内している。</u></p> <p>○今後の取組は、<u>鹿屋市第3期教育振興基本計画における「人権教育の充実」に基づき、性的指向、性自認に係る取組について、児童生徒一人一人を尊重するという観点から、全ての教育活動を通して、悩みや不安を持つ児童生徒への共感的理解を図り、きめ細やかな対応に努める。</u></p>			

2	義務教育における学力向上について	議員名	市来議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○小・中学生の学力の定着を図るために、本市としてどのような取組をしているか。          ○学力向上には不可欠であると考える国語力、読解力をつけるために、本市としてどのような対策を講じているか。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○本市の学力の状況は、<u>小学校は、一部の教科や学年で県平均を上回るなど、ほぼ県平均と同じ状況にあり、中学校は、県平均より低い状況にありますが、その差は少しずつ縮まってきている。</u></p> <p><u>学力向上のための方策としては、まず、1つ目は「授業力の向上」だと考える。</u>各学校では、<u>学力検査の結果から児童生徒の実態を正確に把握し、学期ごとの「PDCA サイクル」により、指導方法の改善や学習評価を繰り返し、児童生徒に確かな学力を付ける授業力の向上に取り組んでい</u></p>			



る。

また、学校外での研修にも積極的に取り組み、県総合教育センターの研究提携校である鹿屋小・中学校の研修に、20名以上の教職員が参加、県の短期研修に、延べ300名以上の教職員が応募している。さらに、今年度は、研究協力校のうち9つの小・中学校が、授業公開を行うなど、教職員相互に研修を行い、積極的に授業力の向上に努めている。

2つめは、効果的な授業を行うための「教育環境の整備」ですが、特にICT環境について、昨年度までに全ての学校の普通教室等に電子黒板を整備し、本年度は一人一台のタブレットが整備され、ICT機器の有効活用により大きな教育効果が上がるものと考えている。

3つめは、すべての学校で、児童生徒が安心して学習に取り組めるような学級づくりのため、「構成的グループエンカウンター」の実施や、自ら「気づき・考え・実行する」力を育むJRC活動等に取り組んでいる。

○国語力や読解力を付けるための取組については、国語力、とりわけ読解力は、全ての学力の基盤であるとともに、豊かな心やみずみずしい感性を育む上からも極めて重要な力であり、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓く子供たちにとって欠くことのできないものであると考えている。

そのような力を育むため、本市の各学校では、

- ・国語の授業で、発達段階に応じた語彙の習得や相手や目的に応じた文章を書く活動
- ・全授業で、教材等の音読・暗唱や学習の振り返りを自分の言葉で書く活動
- ・朝読書の継続や、新聞を教材として活用するNIEの実践、作文コンクールへの応募や、「若い目」「子供のうた」への投稿 など、

物事を客観的に捉えたり、自分の考えを表現したりしながら読解力を培う様々な取組を行っている。

また、朝読み・夕読み、「親と子の20分間読書」や公共図書館の利用促進など、家庭やまち全体での読書活動を推進し、想像力を広げ、感性を豊かにする取組等も行っている。

一方、GIGAスクール構想に伴う一人一台のタブレットの整備等によりこれからの学習環境が大きく変化していく中で、読解力をはじめとする様々な能力の向上には、ICTを意図的・計画的に活用した思考活動や表現活動が不可欠になってくる。

今後とも、アナログとデジタルのそれぞれの良さを適切に組み合わせ、目的に応じた「読む・書く」活動や、主体的な読書活動を通して、学習の基盤となる国語力、読解力など、必要な資質や能力を高めてまいりたい

3	教育行政について	議員名	福崎議員
<b>【質問の要旨】</b>			
○平成29年度より各学校に電子黒板が導入されたが、現在活用されていない学級もあると聞か、現状はどうか。 ○今年度からタブレットを用いた授業が行われているが、不備や問題はないか。			
<b>【答弁の要旨】</b>			
○平成29年度から3か年計画で各学校に電子黒板が導入され、現在、電子黒板に課題を提示し、児童生徒の興味関心を高めたり、比較検討させたい資料などをデジタル化し、拡大提示しながら、わかりやすく説明したりするなど、多くの授業において有効活用がなされている。			
一方、令和3年1月に本市が実施した調査では、電子黒板を有効に活用できると答えた教員の割合は、全体で75.7%となっており、約2割強の教員が、電子黒板を有効活用することに不安をかかえている。			
また、 <u>授業には様々な内容や形態があり、場合によっては電子黒板を利用しない場面もあるが、ICT機器と従来の指導方法等を、上手に組み合わせた効果的な授業となるよう取り組んでいる。</u>			
教育委員会としては、今後も、引き続き、 <u>全ての教員が電子黒板等をうまく活用して、効果的な授業ができるよう、GIGAスクールサポーターや指導主事等による支援を行うとともに、各</u>			

学校では、鹿屋市版操作活用スキルのステップアップリーフレットをもとに、教員同士の学び合い研修を推進していきたい。

○不備や問題については、納入されたタブレットに、本来あるべきアプリが配信されていないものや、転出入した教職員や児童生徒のアカウント処理が遅れるなどの問題等があったが、GIGAスクールサポーターが各学校を精力的に回るなどの対応で、現在は解決している。今後も様々なトラブル等の発生が予想されるが、各学校の担当が初期対応できるよう研修を行うとともに、GIGAスクールサポーターと連携した対応で良好な教育環境を保っていきたい。

4	ヤングケアラーの救済について	議員名	東議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○中高生を対象としたヤングケアラーに関する全国実態調査が厚生労働省と文部科学省により行われ、中学生で約17人に一人、高校生では24人に一人という実態が明らかになった。本市でも実態調査を急ぐべきと思うが、どうか。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○ヤングケアラーに係る実態調査については、児童生徒の苦しく、つらい状況を把握することであり、学校として大変重要なことだと認識している。</p> <p>令和2年度に国が行った調査では、本来、大人が担うような家族の介護や世話を、何らかの理由で日常的に行っている18歳未満の子どもたち、いわゆるヤングケアラーと思われる児童生徒は、中学2年生で5.7%、全日制の高校2年生で4.1%程度となっています。</p> <p>○本市においては、教職員における日々の観察や、児童生徒への聞き取りを通して、小学校で5人、中学校8人、鹿屋女子校13人、計26人の児童生徒が、何らかの介護や世話を日常的に担っている、との報告を受けている。</p> <p>一方、ヤングケアラーに係る実態調査については、各家庭における介護や世話の状況が詳細に分らなければ判断できないことなどもあり、学校または教員が、独自に正確な調査を行うことは極めて難しく、相応の慎重さが求められると考える。</p> <p>教育委員会としては、他の関係機関等との十分な連携も含め、適切な実態把握に努めてまいりたいと考えている。</p>			

5	上小原小中一貫校について	議員名	今村議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○串良地区の他小中学校は近年大規模改修等を実施しているが、上小原小中学校は今後大規模改修の予定はあるのか。</p> <p>○上小原小中学校は、施設分離型の小中一貫校として、今後どのような教育を行っていくか。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○上小原小中学校の施設整備については、上小原小では、平成12年度に体育館の大規模改修・平成23年度に校舎の耐震補強及び外壁改修・令和元年度にプール改修、上小原中では、平成27年度に体育館の耐震補強及び大規模改修・平成28年度に校舎の空調工事・令和2年度にプール改修、また、本年度は一部トイレの洋式化を実施することとしている。</p> <p>本市の小中学校の施設整備の考え方については、令和3年3月に策定した「鹿屋市学校施設長寿命化計画」に基づき健全度の低い建物かつ建設年度の古い建物について、緊急性、安全性を勘案しつつ、大規模改修等を順次実施していく。</p> <p>上小原小中学校については、令和元年度に実施した学校施設の老朽化調査の結果により、両校ともに構造的な強度など、健全度としては確保されていることから、まずは一部未整備である特</p>			

別教室の空調設備やトイレの洋式化など、必要な改修を行い、大規模改修については、長寿命化計画の後期で計画している。

次に分離型小中一貫校の今後の教育についてですが、現在、上小原小中学校では、施設が併設している利点を活かし、児童生徒の交流を促進したり、教職員が相互に連携・協力してきめ細やかな指導や様々な教育活動を行っている。

具体的には、例年、小中学校合同で、運動会や音楽発表会、持久走大会を実施しています。また、中学校の教諭が小学校で授業を行う乗り入れ授業を行っており、今年度は体育や英語の学習で、より専門的な学びが展開されています。

このような、9年間を見通した教育課程の編成、学習の習慣化、生徒指導の充実を図るための定期的な情報交換や、指導法の改善を行うための授業参観を通した年3回の合同研修会を開催することで、中1ギャップを解消し、系統的な教育を推進している。

教育委員会としては、上小原小中学校が、引き続き、9年間を見通した教育活動の充実を図ることができるように、また、今後より一層、コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会を活性化させ、地域と密着した学校づくり、地域と共同して運営する学校づくりを推進していく。

6	教育行政について	議員名	近藤議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○鹿屋市内の小学校1クラスあたりに在籍する児童数の上限は何名か。</p> <p>○特別支援学級の児童が交流学級に戻った場合、41人を超えるのは何クラスあるか。</p> <p>○35人学級に向けた取組について課題は何か。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○本県の公立小学校の学級編制は、「義務教育標準法」及び本県の「かごしまっ子すくすくプラン」により、<u>1、2年生は30人、それ以降は40人が上限と定められている。</u>なお、本年3月の法改正により、<u>来年度の3年生から順次「35人学級」が導入されることになっている。</u></p> <p>○特別支援学級は、<u>通常学級とは別に1学級8人が上限となっており、通常学級とは別に授業を行うが、学校と一緒に授業を行った方がよいと判断した教科等については、通常学級と特別支援学級と一緒に授業を行う「交流学級」となり、41人を超えるケースがある。</u></p> <p><u>本年度、交流学習にした際に41人を超えるのは、鹿屋市では2校、計3クラス。</u>この場合、<u>コロナ禍の中、限られた教室に大人数で密集することが懸念されるため、可能な限り、少人数指導を実施したり、多目的スペースを活用したりして、その解消に努めている。</u></p> <p>○35人学級への課題は、<u>学級数が増加することに伴う施設面と教員確保の2つの課題が考えられる。</u></p> <p><u>施設面については、本市で順次35人学級を導入した場合でも、市全体で1学級当たり数クラス程度の増加にとどまる見込みから、教室確保は十分に可能である。</u></p> <p><u>教員確保については、県教育委員会と十分に連携を図りながら、優れた教員の確保に努めていきたい。</u></p> <p>市教育委員会としては、<u>40人学級から35人学級になることを契機に、より一層、一人一人を大切にしたい。</u></p>			

7	男女共同参画について	議員名	中馬議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○本市における教職員の男女共同参画に関する研修の状況はどうか。</p> <p>○学校教育の場は平等であると言われているが、性別で分けられない名簿（男女混合名簿）等の取組状況はどうか。</p>			

**【答弁の要旨】**

○学校では、教職員の資質・向上を図る校内研修を計画的に実施しており、特に、男女共同参画や性的マイノリティ・LGBTなどを含めた人権教育に関しては、各学校の課題に応じ、年間3回以上行っている。

一方、様々なハラスメントに係る教職員の服務規律については、服務指導を行う校長・教頭に対して、管理職研修会の度に、ハラスメントに関する指導を行うとともに、各学校で管理職が教職員へ具体的に指導できるよう「鹿屋市スクール・セクシャル・ハラスメント防止に関する指針」や「ハラスメントのない職場にするために」などの資料を配付し、各学校で計画的に研修するよう指導をしている。

さらに、各学校のハラスメント相談窓口の教職員を対象とした「ハラスメント防止に関する研修」や校長研修会でハラスメントに関する研修を計画している。

今後、関係機関との連携を密にしながら、研修などの充実に努めていく。

○「性別で分けない名簿、いわゆる男女混合名簿等の取組状況」については、その目的や用途、事務上の利便性・必要性、児童・生徒の発達段階、各学校の状況等に応じて、学校長が総合的に判断し、作成・使用することとしている。

各学校の児童・生徒の実態に応じた名簿を使用することになり、例えば、性的マイノリティなどを背景に、男女別の名簿に違和感をもつ子どもたちへの配慮として、男女混合名簿を使用している学校もある。

なお、本市の状況は、男女混合名簿を状況に応じて使用している小学校は60.9%、中学校は33.3%、全体としては51.4%となっている。

市教育委員会としては、人権教育の充実を図りながら性的マイノリティやジェンダーギャップへの正しい理解や認識を深めるとともに、名簿使用については、その目的や用途、学校運営上の必要性等に応じて適切に運用するよう指導してまいりたい。

**8 教育行政について**

議員名

児玉議員

**【質問の要旨】**

○不登校の児童生徒が安心して学べる環境づくり・居場所づくりが重要であると考えている。文部科学省は、自宅でのオンライン学習でも出席扱いとするよう通知しているが、この制度の活用に関して本市の見解はどうか。

**【答弁の要旨】**

○本市の不登校の現状は、病気や事故等を除き、年間30日以上欠席した不登校の児童生徒は、令和2年度は、小学校22人、中学校92人の合計114人となっており、平成28年度の141人以降、118人、113人、111人と近年ほぼ横ばいとなっている。

○各学校における対応としては、不登校児童生徒一人一人に対して支援チームをつくり、随時家庭訪問や教育相談を実施するほか、学習課題を届けるなどの支援を行っている。また、安心して学べる環境づくり・居場所づくりとしては、各学校で別室等を設けて学習支援を行ったり、市立図書館の2階に開設している市適応指導教室の活用を促したり、不登校解消に向けた支援をしている。

○オンラインを含め、自宅におけるICT等を活用した学習活動は、児童生徒の学びを継続させるために、重要であり本市でも文部科学省の通知を受け、次のような出席扱いの要件をもうけている。

- ・保護者と学校の間には十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・訪問等による対面指導が適切に行われていること。
- ・校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握できること。

・学校外の公的機関や民間施設等で相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。

等

このような要件を満たすとともに、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると、学校長が判断した際に出席扱いにすることができる。

教育委員会としては、学校に何らかの理由で登校できない児童生徒への対応や新型コロナウイルス感染症に伴う緊急時の対応においても、一人一人によりそった学習が充実するよう、計画的にオンラインを活用した授業等の研修をすすめてまいりたい。

9-1	寺子屋事業の現状と課題について	議員名	西菌議員
<b>【質問の要旨】</b>			
○寺子屋事業の運用が開始されてから5年経過したが、現状はどうか。 ○そこから見えてきた課題と今後の施策はどうか。			
<b>【答弁の要旨】</b>			
○鹿屋寺子屋事業は、 <u>公民館等を活用し、異年齢での学習等を希望する子どもたちや、学びたくてもその環境が整っていない子どもたちを対象に、自学自習を基本とした学習活動や史跡巡り等による体験活動を通して、学習習慣の定着や郷土愛を育むことを目的に実施している。</u>			
また、過疎化や少子高齢化、核家族化等が進む中、寺子屋事業に参加した地域の方々が子どもたちと顔見知りになり、交流が図られることで、生きがいつくりとなり、働く保護者も安心して子育てができるまちづくりにつながっていく事業として、平成28年度にスタートした。			
<u>当初は、寺子屋事業を円滑にスタートさせるため、子どもの管理や指導に慣れている退職校長会の方々に協力を得て運営してきたが、令和元年度からは、地域主導型の寺子屋として開設を広げ、多くの方々の協力をいただいて運営を行っている。</u>			
当初2か所で始まった寺子屋事業も、現在は市内全ての小学校区で展開して、令和元年度は19か所、327人の児童が、令和2年度は25か所、403人の児童が参加。			
○課題としては、寺子屋事業が子どもたちの健全育成はもとより、より多くの地域の方々の生きがいつくりや安全・安心なまちづくりなどにつながる価値ある活動であることを理解してもらい、 <u>持続可能な仕組みをつくることや、子どもたちが気軽に参加できるよう自宅近くの施設で寺子屋を開設することなどがある。</u>			
今後の寺子屋事業につきましては、「地域の子どもは地域で育てる」といった視点に立ち、町内会等の規模や児童数、現在の設置場所等を勘案しながら、本年度は10か所程度の新設を目標としており、各町内会等へ出向いて、 <u>新たな寺子屋の開設をお願いしているところ。</u>			
教育委員会としては、今後とも地域の多くの方々に御理解・御協力をいただきながら、寺子屋事業を更に充実・発展させたい。			

9-2	小中学生の登下校時の安全対策について	議員名	西菌議員
<b>【質問の要旨】</b>			
○本市における今年度入学の新小中学1年生は何人在籍か。			
○本市における声掛けやつきまとい事案の発生件数と、その対応策について。			
○「子ども110番の家」は、市内に何軒あるのか。また、子どもたちへ、どのようにその場所を周知しているのか。			
○各学校で作成している「危険箇所マップ」作成時の留意点は何か。			
○小学生の防犯ブザーの所持率と、所持者への定期点検の指導は行っているのか。			
○中学生が下校時に「反射タスキ」等を着用することは、危険回避の有効な方法の一つと考える			

かどうか。

○入学時、新小学1年生には「防犯ブザー」を、新中学1年生には「反射タスキ」等を贈呈する考えはないか。

**【答弁の要旨】**

○本市の今年度の入学児童・生徒は、小学校1,052名、中学校1,019名となっている。

○次に、本市における小・中学校、鹿屋女子高等学校の児童生徒への声掛けやつきまといなどの事案については、昨年度は12件、今年度は6月現在までで6件発生。

このような不審者事案が発生した場合には、各学校や警察、スクールガードリーダーなど、関係各所へ情報を共有し、各学校においては、児童生徒に対して早急に注意喚起を行うとともに、自校の危険箇所マップに記載し、その後の指導に役立てている。

また、子ども110番の家による見守り活動や警察によるパトロールをお願いするとともに、上級生をリーダーとした集団下校を実施するなど、事件や事故に遭わないよう、様々な取組も行っている。

子ども110番の家については、鹿屋警察署によりますと、現在本市では194軒をお願いしている。

各学校においては、子ども110番の家を危険箇所マップに記載して各家庭に配布したり、集団下校時に実際の場所を確認したりするなどして、周知を図っている。

○危険箇所マップについては、道路の冠水、河川の氾濫、がけ崩れ等が予想される場所、交通量や道幅の狭さ等から交通事故の危険が予想される場所、人通りが少なく外灯が無いなど不審者に注意が必要な場所、子ども110番の家などを記載して作成している。

○作成の際の留意点ですが、児童生徒が見ても危険箇所がよく分かるようにしておくこと、指導に役立つよう写真等を活用して具体的に示すこと、さらに、地域の方々に情報提供をして役立ててもらうとともに、地域の方々からの情報を得ることなどがある。

○小学生の防犯ブザーについては、現在約60%の児童が所持しており、特に1年生は約81%の所持率となっている。所持者への定期点検の指導については、電池切れ等がないか学校で定期的を確認したり、学校だより等で各家庭へ点検のお願いをしている。

○中学生への反射タスキ等と小学生への防犯ブザーについてですが、反射材は、暗い中で下校する際に、生徒の安全確保に有効であることから、現在、中学生のリュック型のカバンやヘルメットにも使用されている。防犯ブザーについても、児童の安全安心な登下校につながる効果的なものだと考えるが、全ての児童生徒に対して教育委員会が整えるべきものなのか、必要な児童生徒に対して各家庭等で準備してもらうものなのか等について、今後情報収集も含めて検討していきたい。

10-1 教育行政について

議員名

吉岡議員

**【質問の要旨】**

○子どもたち一人ひとりが夢と意欲を持ち、未来を切り拓く人づくりに向け、郷土を愛し、新しい価値を創造する人材の育成をどのように取り組んでいくのか。

**【答弁の要旨】**

○自分が生まれ育った郷土について学び、郷土を深く愛することは、その後の人生を送る上で心の拠り所となり、精神的な支えとなる。また、郷土での様々な体験や積極的な関わりをとおして自分が住む地域の伝統や文化についての関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けることは、国際社会の中で果たすべき役割と責任を自覚し、グローバル化に対応しながら主体的に生きていく基盤となり、きわめて重要であると考えている。

○現在、各小・中学校においては、GIGAスクール構想に基づくICT教育を大きく推進するとともに、

主に社会科や道徳、総合的な学習の時間において、郷土の歴史や文化を学ぶ学習や体験的な活動を教育課程に位置付けており、児童生徒が興味・関心をもって郷土を学べるよう発達段階に応じた学習を行っている。

例えば、小学校3・4年生社会科の授業では、本市教職員が共同で執筆、編集した社会科副読本「わたしたちの鹿屋市」を活用するとともに、公共施設や文化財、地域で働く人々の様子などを実際に見学・調査し、地域の地理的環境や歴史的背景、地域の人々の健康・安全、生活環境を支える諸活動等について学ぶことをとおして、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養っている。

また、中学校の総合的な学習の時間では、地域の事業所等における職場体験学習や、様々な職種の方々による職業人講話など、地域に根ざした産業や職業を学ぶことをとおして、自分の将来の生き方を考えるとともに、郷土を愛し更に発展させていこうとする態度を育てている。

一方、学校運営協議会や学校応援団との連携を図り、昔の遊び体験、田植えや稲刈りなどの農業体験、伝統芸能である棒踊りの運動会での披露など、学校の実情に応じた様々な体験や交流活動をおして郷土のよさを体感する学習を進めている。

また、現在各校区で取り組んでいる「鹿屋寺子屋事業」において、地域の方々に参画いただきながら、史跡巡りや戦跡巡り、自然体験活動を実施するなど、鹿屋ならではの活動が展開されている。

そのほか、現在、鹿屋の歴史や文化、人物等を一冊で学ぶことができ、中高生や大人が楽しみながら学べる「かのや風土記」の編さんも進めており、多くの市民、とりわけこれからの鹿屋市を担う若者世代に対して郷土への関心を高めていくための取組も進めているところです。

教育委員会としては、今後も、鹿屋の恵まれた自然環境や地域の温かな人間関係を活かした特色ある教育活動の充実を図り郷土を愛すると同時に、グローバル社会をたくましく生き抜く児童生徒の育成にまいります。

10-2 教育行政について	議員名	吉岡議員
<b>【質問の要旨】</b>		
○本市の子どもたちを取り巻く現状として、特別支援教育における相談件数は増加傾向にある中、特別支援教育支援員の配置人数の充実をどのように図り、課題を解決していくのか。		
○各小・中学校へ配置する特別支援教育支援員の人数を増やしてほしい。		
<b>【答弁の要旨】</b>		
○特別支援教育支援員は、授業中の個別支援をはじめとして、生活面や安全面の支援、よりよい人間関係づくりのための周囲の児童生徒への働き掛けなど、様々な役割を担っている。		
本市では、支援を必要とする児童生徒の実態や各学校からの要望に基づき、予算の範囲内でできるだけ多くの支援員を配置しており、本年度は、新たに二人を増員し、23校に、40人の支援員を配置した。		
配置の決定に当たって、各学校は、児童生徒の特性等に基づいて、必要な支援内容等を明確にし、教育委員会へ報告する。		
教育委員会では、それらを基に各学校を訪問し、配置基準と照らし合わせながら詳細に調査を行い、必要性の高い学校から順に支援員を配置することになる。		
支援員が配置された学校では、支援の大切な役割を支援員が担うことになるが、学校長を中心とした全ての教職員が連携を図ることで、効果的な支援となるよう努めている。		
希望する支援員が配置されない学校においても、管理職を含め、全ての教職員が協力して様々		

な工夫、調整を行い、児童生徒に応じた適切な学習環境を提供できるよう努めることになる。

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導及び支援を行うことを目的としている。支援員の配置も含め、一人一人を大切にされた教育が更に充実していくよう、特別支援教育の推進に今後も努めてまいりたい。

11 北部学校給食センターについて	議員名	岡元議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○北部学校給食センターの管理運営先が決定したが、その選考に当たり、南部学校給食センターの運営経験がどのように活かされたのか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北部学校給食センター調理配送業務は、東洋食品が受注しているが、地元企業が受注できるように学校給食運営のノウハウ等を与えてきたのか。育成を行ってきたのか。</li></ul> <p>○債務負担行為としての運送事業費は適切であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運送事業は、運送業法によって運送業者が業務を行わなければならない。</li></ul>		
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○北部学校給食センターは、9月の供用開始に向け、これまでソフト面・ハード面の整備を進め、先般、公募型プロポーザルで調理配送等業務の受託業者が決定した。</p> <p>公募型プロポーザルの実施に当たっては、これまでの南部学校給食センターの管理・運営方法及び課題等を踏まえ、業務仕様書等を作成し、地元の調理業者及び運送業者に、同事業への参入の打診、説明等を行ってきた。</p> <p>また、地元企業が幅広く参入できるように共同企業体での参加も含め、募集を行ったところ、単独での市外業者が2社、市内業者としては、市外の調理業者と地元の配送業者との共同企業体が1社、合計3社の参加があったところです。</p> <p>受託業者の選定については、調理配送等業者選定委員会で、学校給食の安全安心な提供を第一に考え、「運営体制の確保」、「業務従事者の勤務条件」、「アレルギー対応食への対応」、「コスト面」等の審査基準に基づき、採点を行い、受託業者を決定したところです。</p> <p>今後についても、北部・南部学校給食センターの調理配送等業務委託の更新にあたっては、適正な予算執行や業者選定において、地元業者が参加しやすい公募の方法を検討していく。</p> <p>○債務負担行為としての運送事業費については、<u>配送業務だけを業務委託した場合は、貨物自動車運送業法に基づく許可を得た運送業者でなければならないが、今回の業務委託は、調理業務と配送業務を一括して委託するものであり、配送業務は主たる調理業務の一部と見なされることから、貨物自動車運送事業法に基づく、許可は必要とされていない。</u></p> <p>このようなことから、今回の調理配送等業務の実施に当たっては、法令上問題はなく、適切に実施されたと考えており、今後とも、学校給食センターの運営につきましては、法令遵守に努めるとともに、安全で安心な学校給食の提供に努めていく。</p>		



## 報告（２） 鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について

鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

（鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第1条 鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年鹿屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「並びに吾平学校給食センター所長」を「吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長」に改める。

（鹿屋市予算規則の一部改正）

第2条 鹿屋市予算規則（平成18年鹿屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「並びに吾平学校給食センター所長」を「吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長」に改める。

（鹿屋市会計規則の一部改正）

第3条 鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び吾平学校給食センター所長」を「吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前
<p>鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第13号</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 議会事務局長等 議会事務局長及び教育委員会教育次長をいう。</p> <p>(2) 事務局長等 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長、吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長をいう(法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。)</p> <p>(3) 学校長 鹿屋市立学校設置条例(平成18年鹿屋市条例第185号)に定める学校の長をいう。</p>	<p>鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第13号</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 議会事務局長等 議会事務局長及び教育委員会教育次長をいう。</p> <p>(2) 事務局長等 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長並びに吾平学校給食センター所長をいう(法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。)</p> <p>(3) 学校長 鹿屋市立学校設置条例(平成18年鹿屋市条例第185号)に定める学校の長をいう。</p>

鹿屋市予算規則の一部改正 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	改正前
<p>鹿屋市予算規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第59号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。</p> <p>(3) 施行規則 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)をいう。</p> <p>(4) 予算 法第215条に定める予算をいう。</p> <p>(5) 会計規則 鹿屋市会計規則(平成18年鹿屋市規則第60号)をいう。</p> <p>(6) 部長 鹿屋市部等設置条例(平成18年鹿屋市条例第12号)に定める部等の長、鹿屋市行政組織規則(平成18年鹿屋市規則第6号)に定める総合支所長、議会議務局長、教育次長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会議務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長、<u>吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長</u>をいう(法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。)</p>	<p>鹿屋市予算規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第59号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。</p> <p>(3) 施行規則 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)をいう。</p> <p>(4) 予算 法第215条に定める予算をいう。</p> <p>(5) 会計規則 鹿屋市会計規則(平成18年鹿屋市規則第60号)をいう。</p> <p>(6) 部長 鹿屋市部等設置条例(平成18年鹿屋市条例第12号)に定める部等の長、鹿屋市行政組織規則(平成18年鹿屋市規則第6号)に定める総合支所長、議会議務局長、教育次長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会議務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長並びに<u>吾平学校給食センター所長</u>をいう(法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。)</p>

鹿屋市会計規則の一部改正 新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>鹿屋市会計規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第60号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。</p> <p>(3) 収入決定権者 収入の調定をし、会計管理者に対し調定の通知をする者をいう。</p> <p>(4) 支出決定権者 支出負担行為をし、支出の命令をする者をいう。</p> <p>(5) 出納員等 出納員、物品総括出納員、収納取扱員及び物品取扱員をいう。</p> <p>(6) 会計管理者等 会計管理者及び出納員等をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長、<u>吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長</u>をいう（法第244条の2第3項の規定による管理（以下「指定管理者による管理」という。）を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(8) 所属長 前号の課長及び小、中学校長をいう。</p> <p>(9) 指定金融機関等 指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。</p>	<p>鹿屋市会計規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第60号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。</p> <p>(3) 収入決定権者 収入の調定をし、会計管理者に対し調定の通知をする者をいう。</p> <p>(4) 支出決定権者 支出負担行為をし、支出の命令をする者をいう。</p> <p>(5) 出納員等 出納員、物品総括出納員、収納取扱員及び物品取扱員をいう。</p> <p>(6) 会計管理者等 会計管理者及び出納員等をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長<u>及び吾平学校給食センター所長</u>をいう（法第244条の2第3項の規定による管理（以下「指定管理者による管理」という。）を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(8) 所属長 前号の課長及び小、中学校長をいう。</p> <p>(9) 指定金融機関等 指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。</p>

鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年鹿屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長」を削る。

(鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部改正)

第2条 鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表小中学校及び学校給食センターの項を次のように改める。

学校給食センター	学校給食調理等に従事する職員	調理衣上下 (帽子含む。)	2	2	ただし、吾平学校給食センターの貸与期間は、1とする。
		ドライシューズ	1	1	

(鹿屋市予算規則の一部改正)

第3条 鹿屋市予算規則（平成18年鹿屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長」を削る。

(鹿屋市会計規則の一部改正)

第4条 鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長」を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第13号</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 議会事務局長等 議会事務局長及び教育委員会教育次長をいう。</p> <p>(2) 事務局長等 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長_____、吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長をいう（法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(3) 学校長 鹿屋市立学校設置条例（平成18年鹿屋市条例第185号）に定める学校の長をいう。</p>	<p>鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第13号</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 議会事務局長等 議会事務局長及び教育委員会教育次長をいう。</p> <p>(2) 事務局長等 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、<u>輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長</u>、吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長をいう（法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(3) 学校長 鹿屋市立学校設置条例（平成18年鹿屋市条例第185号）に定める学校の長をいう。</p>

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後						改正前					
鹿屋市職員貸与品貸与規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第56号 別表(第2条関係)						鹿屋市職員貸与品貸与規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第56号 別表(第2条関係)					
被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間(年)	備考	被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間(年)	備考
総務部						総務部					
財政課	工事検査の業務に従事する職員	ゴム長靴	1	5		財政課	工事検査の業務に従事する職員	ゴム長靴	1	5	
		雨衣	1	5				雨衣	1	5	
		安全靴	1	5				安全靴	1	5	
		ヘルメット	1	5				ヘルメット	1	5	
~~~~~						~~~~~					
生涯学習課	埋蔵文化財の発掘作業に従事する職員	作業服上下(夏用)	1	1		生涯学習課	埋蔵文化財の発掘作業に従事する職員	作業服上下(夏用)	1	1	
		作業服上下(冬用)	1	2				作業服上下(冬用)	1	2	
		雨衣	1	4				雨衣	1	4	
		安全靴	1	3				安全靴	1	3	
学校給食センター	学校給食調理等に従事する職員	調理衣上下(帽子含む。)	2	2	ただし、吾平学校給食センターの貸与期間は、1とする。	小中学校及び学校給食センター	学校給食調理等に従事する職員	調理衣上下(帽子含む。)	1	1	ただし、南部学校給食センターの貸与期間は、2とする。
		ドライシューズ	1	1				ドライシューズ	1	1	

鹿屋市予算規則の一部改正 新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>鹿屋市予算規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第59号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。</p> <p>(3) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいう。</p> <p>(4) 予算 法第215条に定める予算をいう。</p> <p>(5) 会計規則 鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）をいう。</p> <p>(6) 部長 鹿屋市部等設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）に定める部等の長、鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）に定める総合支所長、議会議務局長、教育次長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会議務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、<u>吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長</u>をいう（法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。）。</p>	<p>鹿屋市予算規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第59号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。</p> <p>(3) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいう。</p> <p>(4) 予算 法第215条に定める予算をいう。</p> <p>(5) 会計規則 鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）をいう。</p> <p>(6) 部長 鹿屋市部等設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）に定める部等の長、鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）に定める総合支所長、議会議務局長、教育次長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会議務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、<u>輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長、吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長</u>をいう（法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。）。</p>



鹿屋市会計規則の一部改正 新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>鹿屋市会計規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第60号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。</p> <p>(3) 収入決定権者 収入の調定をし、会計管理者に対し調定の通知をする者をいう。</p> <p>(4) 支出決定権者 支出負担行為をし、支出の命令をする者をいう。</p> <p>(5) 出納員等 出納員、物品総括出納員、収納取扱員及び物品取扱員をいう。</p> <p>(6) 会計管理者等 会計管理者及び出納員等をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、<u>吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長</u>をいう（法第244条の2第3項の規定による管理（以下「指定管理者による管理」という。）を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(8) 所属長 前号の課長及び小、中学校長をいう。</p> <p>(9) 指定金融機関等 指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。</p>	<p>鹿屋市会計規則 平成18年1月1日鹿屋市規則第60号</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。</p> <p>(2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。</p> <p>(3) 収入決定権者 収入の調定をし、会計管理者に対し調定の通知をする者をいう。</p> <p>(4) 支出決定権者 支出負担行為をし、支出の命令をする者をいう。</p> <p>(5) 出納員等 出納員、物品総括出納員、収納取扱員及び物品取扱員をいう。</p> <p>(6) 会計管理者等 会計管理者及び出納員等をいう。</p> <p>(7) 課長 鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）に定める課長、出納室長、地籍調査推進室長、霧島ヶ丘公園管理事務所長、建築指導室長、串良ふれあいセンター所長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、教育委員会事務局の課長、看護専門学校事務長、女子高等学校事務長、図書館長、中央公民館長、文化会館長、文化財センター所長、南部学校給食センター所長、<u>輝北学校給食センター所長、串良学校給食センター所長</u>、吾平学校給食センター所長及び北部学校給食センター所長をいう（法第244条の2第3項の規定による管理（以下「指定管理者による管理」という。）を行わせている場合を除く。）。</p> <p>(8) 所属長 前号の課長及び小、中学校長をいう。</p> <p>(9) 指定金融機関等 指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。</p>

報告（3） 令和3年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について

令和4年度生(令和3年度実施) 入学試験日程について

日程		A日程			B日程		二次募集
試験日		令和3年11月6日(土)			令和4年1月22日(土)		令和4年3月17日(木)
試験種		推薦選考		一般選考 (社会人地元枠)	一般選考		一般選考
		指定校推薦選考	一般推薦選考	地元枠(※)選考			
受験対象者		高校卒業見込者		社会人 (高校卒業以上)	高校卒業見込者 及び社会人		高校卒業者 及び社会人
受験資格		(1)評定平均3.7(指定校3.8)以上で学校長の推薦を受けられる者 (2)合格した場合に本校に入学を確約できる者 (3)本校を卒業後、鹿屋市内に看護師として就職する意思のある者		鹿屋市内に2年以上居住又は就業している、かつ、合格した場合、入学を確約でき、卒業後引き続き2年以上鹿屋市内で看護師として就業する者	(1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2)学校教育法施行規則第150条に規定する高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者 (3)(1)(2)以外の者で、学校教育法第90条に該当する者		
筆記試験	国語(現代文)	—	—	○	○		—
	英語Ⅰ・Ⅱ	—	○	—	○		—
	数学Ⅰ	—	—	○	○		○
	小論文	○	○	○	○		○
	面接試験 (集団討論)	○	○	○	○		○
願書受付期間		令和3年10月26日(火) ～11月2日(火) 8日間			令和3年12月1日(水) ～令和4年1月20日(木) 51日間		令和4年3月2日(水) ～3月15日(火) 14日間
合格発表		令和3年11月12日(金)			令和4年2月1日(火)		令和4年3月23日(水)
入学手続		令和3年11月12日(金) ～11月24日(水) 13日間			令和4年2月1日(火) ～2月17日(木) 17日間		令和4年3月23日(水) ～3月25日(金) 3日間
出願書類		受験料 10,000円 入学願書及び受験票 写真	★指定校推薦校:10校、15人 鹿屋女子高校3人、鹿屋高校1人、鹿屋工業高校2人、鹿屋農業高校2人、鹿屋中央高校2人、串良商業高校1人、垂水高校1人、志布志高校1人、尚志館高校1人、都城西高校1人				左に同じ

※ 二次募集については、B日程試験を終えて誓約書提出者数が入学定員(30人)に満たなかった場合に実施

<参考> 令和3年度生(令和2年度実施) 入学受験日程表

日程		A日程			B日程		二次募集
試験日		令和2年11月7日(土)			令和3年1月23日(土)		令和3年3月18日(木)
試験種		推薦選考		一般選考 (社会人地元枠)	一般選考		一般選考
		指定校推薦選考	一般推薦選考	地元枠(※)選考			
受験対象者		高校卒業見込者		社会人 (高校卒業以上)	高校卒業見込者 及び社会人		高校卒業者 及び社会人
筆記試験	国語(現代文)	—	—	○	○		—
	英語Ⅰ・Ⅱ	—	○	—	○		—
	数学Ⅰ	—	—	○	○		○
	小論文	○	○	○	○		○
	面接試験	○	○	○	○		○
願書受付期間		令和2年10月27日(火) ～11月4日(水) 9日間			令和2年12月1日(火) ～令和3年1月21日(木) 52日間		令和3年3月3日(水) ～3月16日(火) 14日間
合格発表		令和2年11月13日(金)			令和3年2月2日(火)		令和3年3月23日(火)
入学手続		令和2年11月13日(金) ～11月24日(火) 12日間			令和3年2月2日(火) ～2月18日(木) 17日間		令和3年3月23日(火) ～3月26日(金) 4日間

★B日程試験後、誓約書提出者が定員に達したため、実施不要

